

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2101576 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2200013 号

第 1 結論

昭和 53 年 4 月から昭和 56 年 12 月までの請求期間、昭和 60 年 3 月から昭和 61 年 2 月までの請求期間、平成元年 5 月から同年 7 月までの請求期間及び平成 13 年 4 月から平成 14 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から昭和 56 年 12 月まで
② 昭和 60 年 3 月から昭和 61 年 2 月まで
③ 平成元年 5 月から同年 7 月まで
④ 平成 13 年 4 月から平成 14 年 5 月まで

請求期間①、②及び③について、私の母は、昭和 61 年 4 月から平成元年 7 月か 8 月頃までの間に私の国民年金の加入手続を行い、失業期間（厚生年金保険に加入していない期間）の国民年金保険料を遡って納付してくれ、その後の失業期間の国民年金保険料も母が納付してくれていた。また、請求期間④について、母は、平成 16 年 7 月 29 日に私名義の預金を引き出して、未納となっていた期間の国民年金保険料約 40 万円を納付し、未納がないことを確認した上で口座振替による国民年金保険料の納付に係る手続を行った。調査の上、請求期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、昭和 61 年 4 月から平成元年 7 月か 8 月頃までの間に、母親が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付した旨主張している。

しかしながら、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月 1 日より前に、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、請求者の基礎年金番号に統合された国民年金番号「*」は請求者が居住していた A 市に払い出された国民年金番号であり、オンライン記録によると、当該国民年金番号において、請求者が初めて国民年金保険料を納付したのは平成 5 年 6 月 25 日であり、請求者に係る国民年金被保険者資格の取得処理が最初に行われたのは同年 7 月 12 日であることが確認できることから、同国民年金番

号は、同年6月頃に払い出されたと推認できる。

また、請求者は、厚生年金保険の記号番号及び国民年金番号が記載された年金手帳並びに基礎年金番号が記載された年金手帳の2冊を提出しているところ、当該国民年金番号は平成5年6月頃に払い出されたと推認できる国民年金番号であるほか、請求者はこれまでに交付された年金手帳の冊数は2冊であり、年金手帳を紛失したことはない旨回答していることから、請求者が別の国民年金番号が記載された年金手帳を所持していたことを確認することができない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことも確認することができない。

これらのことから、請求者は、平成5年6月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられ、当該加入手続時点で、請求期間①、②及び③の国民年金保険料は時効により納付できない。

- 2 請求者は、母親が平成16年7月29日に請求者名義の預金を引き出して、未納となっていた期間の国民年金保険料約40万円を納付し、未納がないことを確認した上で口座振替による国民年金保険料の納付に係る手続を行った旨主張しており、また、請求者の母親は、自宅を訪ねてきた女性に、国民年金保険料が未納となっている期間がある旨告げられたことから、定期預金を崩し、約40万円の国民年金保険料をB社会保険事務所（当時）で納付し、その後の国民年金保険料の納付については口座引き落としの手続を行った旨陳述しているところ、請求者から提出のあった総合口座（普通預金）・貯蓄預金通帳によると、平成16年7月29日に49万2,127円が定期預金から普通預金に振り替えられ、同日に40万円が引き出されていること及び同年9月30日（同年8月分）から口座振替による国民年金保険料納付が開始されていることが確認できる。

しかしながら、請求者に係るオンライン記録によると、平成16年7月29日に請求期間④直後の平成14年6月から平成16年7月までの期間に係る国民年金保険料（34万5,800円）が納付されていることは確認できるが、当該納付時点において、請求期間④の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、請求者の母親は、上述の国民年金保険料納付に関する記憶のほかに、覚えていることはない旨陳述している。

- 3 そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。